平成２８年（フ）第９５１号
東京都中野区弥生町２丁目３－６－103
債務者　田島　　清
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９５９号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目17－１－1001
債務者　中谷　建斗
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９６０号
東京都江戸川区東葛西６丁目46－16　サンシティスガＮｏ．３－103
債務者　小泉　英治
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９号
釧路市白金町９番８号
債務者　菊地　友之
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１０４３号
東京都羽村市羽加美３丁目９番15号メヌエット102
債務者　千葉　奈々
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０１号
東京都調布市飛田給２丁目46番地１第１山城荘101
債務者　倉持　宗司
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１７７号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪市鶴見区今津北１丁目２番30号212号室
債務者　石川　　瞬
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９０号
大阪府茨木市鮎川４丁目18番６号、前住所大阪府茨木市橋の内１丁目12番31号
債務者　三宅　　浩
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４６号
大阪府八尾市安中町３丁目２番67―201号
債務者　菅野佳奈子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５５号
大阪府東大阪市小若江１丁目11番６号　21ハイム　106号
債務者　松尾　武士
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２号
釧路市文苑４丁目58番４号
債務者　川島登美江
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２１号
岡山県倉敷市児島味野城２丁目13番９号、旧住所岡山市中区門田屋敷２丁目２番19号
債務者　藤本真名美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第９８号
岡山県真庭市蒜山別所455番地、住民票上の住所岡山県真庭市蒜山別所447番地１
破産者　小谷　正和
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　当裁判所が平成28年１月29日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「岡山県真庭市蒜山別所455番地、住民票上の住所岡山県真庭市蒜山447番地１」とあるのを「岡山県真庭市蒜山別所455番地、住民票上の住所岡山県真庭市蒜山別所447番地１」と更正する。
岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３５号
島根県邑智郡邑南町出羽293番地５
破産者　佐々木　**茂**
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５８９号
栃木県栃木市都賀町合戦場745番地
破産者　松井　敏治
1　決定年月日　平成28年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係